

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（自転車歩行者道設置）					
地区名	一般国道 42号					
事業箇所	たはらしあかばねちょう 田原市赤羽根町地内					
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本路線は、<sup>あつみ</sup>渥美半島を縦貫する道路で、半島先端の観光地と<sup>とよはし</sup>豊橋市、<sup>しずおかけん</sup>静岡県とを連絡する路線道路として、重要な役割を持つ路線である。</li> <li>・当該区間は公共施設等が多いが、歩道の未設置区間に、これらの公共施設があるため、施設利用者の乱横断などに起因する事故が多数発生し危険な状況にあった。</li> <li>・そのため、本事業で自転車歩行者道を設置することにより、歩行者及び自転車の安全を確保したものである。</li> </ul>					
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ① 歩行者及び自転車の安全確保 <b>【副次目標】</b> -					
事業費	事業費		内訳			
	1.3億円		■工事費 0.5億円、■用補費 0.7億円、■その他 0.1億円			
事業期間	採択年度	平成20年度	着工年度	平成20年度	完成年度	平成24年度
事業内容	・自転車歩道設置工 L=350m、W=3.0m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> ・自転車歩行者道が設置されたことにより、歩行者及び自転車と自動車の通行が分離され、安全に通行できるようになり危険な交通環境が改善された。 <b>【達成状況に対する評価】</b> ・本事業の整備により、歩行者及び自転車が安全に通行できるようになり、目標は達成された。				
	2) 副次目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> - <b>【達成状況に対する評価】</b> -				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					